

電子申請手続きについて

2016. 9. 30 現在

Q1 電子申請とはどのようなものですか。

(答)

電子申請とは、インターネットに接続されたパソコンを使い、手続きを行うものです。電子申請をご利用いただくと、24 時間いつでも手続きを行うことができます。

電子申請は、「電子政府の総合窓口（以下、e-Gov）」(<http://www.e-gov.go.jp>) からご利用いただけます。

Q2 電子申請のメリットは何ですか。

(答)

これまでの書面による申請と比べて、下記のようなメリットがあります。

- ① 行政機関へ出向くための往復時間や待ち時間がなくなります。
- ② 自宅やオフィスにしながら 24 時間 365 日、いつでも申請等の手続きができます。
- ③ 申請・届出の書式（用紙）を入手する必要がなくなります。

Q3 電子申請を始めるには、どのような準備が必要ですか。

(答)

電子申請の準備作業としては、下記のものがあります。

- ① 電子証明書の取得
- ② パソコンの環境設定（環境の確認、ソフトのインストール）
- ③ 電子申請用データの作成
- ④ e-Gov から電子申請

初めて電子申請を利用するにあたっては、e-Gov の「電子申請システムの利用準備をする」をご確認いただくか、厚生労働省ホームページに掲載している「事前準備ガイド BOOK」をご確認ください。

(e-Gov 電子申請システムの利用準備をする)

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup/index.html>

(事前準備ガイド BOOK)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/ho ken/denshi-shinsei.html

(参考：オンライン申請ガイド book)

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/about/index.html>

Q4 電子証明書とは何ですか。

(答)

電子証明書は、電子申請の申請書等に電子署名を行うために必要となるものです。電子申請をする場合には、事前に電子証明書の取得（有料）が必要になります。

詳細は、「e-Gov 電子証明書の取得」、又は「事前準備ガイド BOOK」の「チェック 3 電子証明書の確認（P8～11）」をご確認ください。

なお、マイナンバーカードを活用すると電子証明書の取得に手数料がかかりませんが、ICカードの情報を読み取る装置である IC カードリーダーライタを別途用意する必要があります。詳細は、公的個人認証サービスポータルサイトの「IC カードリーダーライタのご用意」ページをご参照ください。

(公的個人認証サービスポータルサイト)

http://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

Q5 e-Gov の利用方法等の問い合わせ先を教えてください。

(答)

e-Gov にて提供する各種サービスについては、以下の窓口にお問い合わせください。

また、e-Gov の「よくあるご質問」の「電子申請システム」に、「労働保険適用徴収手続」のよくある質問がありますので、こちらも併せてご確認ください。

(e-Gov お問い合わせ)

<http://www.e-gov.go.jp/contact/index.html>

(e-Gov よくあるご質問・電子申請システム)

<http://www.e-gov.go.jp/faq/shinsei/index.html>

Q6 労働保険の手続きのうち電子申請を行うことができる手続きは、どのようなものがありますか。

(答)

電子申請を行うことができる主な手続きとして、労働保険保険関係成立に関する手続（労働保険保険関係成立届、労働保険概算保険料申告）、労働保険年度更新に関する手続（労働保険年度更新申告）等があります。

実際に電子申請の手続を行う場合には、以下の「e-Gov 電子申請手続検索」から該当の手続を検索してください。

(e-Gov 電子申請手続検索)

<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH&SYORIMODE=SID001>

(参考：e-Gov 電子申請利用マニュアルの紹介)

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

Q7 電子申請により手続きをする際には、その都度、手数料がかかりますか。

(答)

電子申請による手数料はかかりません。

ただし、電子納付の場合は、支払方法により金融機関に対する手数料が別途発生する場合があります。

電子納付について詳しくは、電子納付が可能である以下「電子納付情報 Web サイト」の金融機関一覧に掲載されている各金融機関のホームページをご確認ください。

(電子納付情報 Web サイト)

<https://shinsei.e-gov.go.jp/Payment/info.jsp>

Q8 電子申請を行う場合には、電子納付が必須になりますか。

(答)

申請画面上では、電子納付以外の納付方法は選択できないかに思われる表示となっておりますが、納付書による現金での納付も可能です。

一方で、労働保険の成立届に係る概算保険料、事業廃止届に係る確定保険料、年度更新申告に係る全期又は第1期の保険料について電子納付を行いたい場合は、電子申請により申告手続を行わなければ電子納付での納付を行うことができませんので、ご注意ください。ただし、保険料の延納を希望した場合の第2期以降の納付については、電子申請したかどうかに関わらず、電子納付を行うことができます。

Q9 電子申請を行った場合でも、口座振替による納付は可能ですか。

(答)

電子申請を行った場合でも、口座振替による納付は可能です。

労働保険の年度更新手続を電子申請で行い、更に保険料納付を現金ではなく口座振替で行えば、金融機関等の窓口へ出向く必要が無くなり、手続きがさらに簡便化されます。

口座振替の申込手続については、以下「労働保険料等の口座振替納付」の「口座振替の申込」をご確認ください。(次年度の保険料を口座振替とするには、前年度の2月25日までの申込が必要です。)

(労働保険料等の口座振替納付)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/hokenryou/index.html

Q10 年度更新申告におけるアクセスコードとは何ですか。

(答)

アクセスコードとは、年度更新申告書（申告書の右上にある労働局名の右側）に印字された8桁の英数字のことです。社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む）が年度更新申告を行う場合には、アクセスコードを入力することにより代行者の電子署名のみで申請することが（事業主の電子署名を省略することが）可能になります。

なお、アクセスコードは、当該年度の年度更新申告時のみ有効となります。

Q11 電子申請後に入力誤りに気づいた場合や、誤って同一手続を重複して申請してしまった場合は、どのような対応が必要ですか。

(答)

誤った電子申請手続の到達番号、手続名をお控えの上、提出先の労働局にお問い合わせください。

Q12 電子申請後の処理状況を確認することはできますか。

(答)

e-Gov のホームページ内にある「状況照会」画面から確認することができます。

なお、確認の際は、電子申請で申請書を送信した後に発行される到達番号と問合せ番号が必要になります。

Q13 事業主の代理人の電子署名により電子申請を行えますか。

(答)

代理人選任届により選任された代理人の電子署名により電子申請を行うことができます。

Q14 電子申請後に控えはもらえますか。

(答)

審査終了後、申請書の控えとして電子公文書を取得することができます。ただし、電子公文書は発行されてから90日間を過ぎると取得できなくなりますので、ご注意ください。

Q15 年度更新手続きについては、いつまでに電子申請で行えばいいですか。

(答)

年度更新の法定期限である7月10日までに申請を行ってください。

Q16 電子申請の入力画面において、事業場名が長くて枠数内に収まらない場合はどのようにすればよいですか。

(答)

電子申請の入力画面における事業場名については、全角文字のみ、39文字まで入力することができます。事業場名が長くて枠数内に収まらない場合は、提出先の労働局にご相談ください。